

○会報発行に関する規則

(設 置)

第1条 釧路司法書士会（以下「会」という。）会則第49条の規定に基づき、会報編集委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(目 的)

第2条 委員会は、会報及び特に委嘱されたその他の刊行物の編集発行に関する事項をつかさどる。

(組 織)

第3条 委員会は、次の編集委員（以下「委員」という。）をもって組織する。

- (1) 広報担当の副会長
 - (2) 広報部長及び広報担当理事
 - (3) 支部毎に当該支部長の推薦した者2名以内
- 2 委員の互選により委員長及び副委員長各1名を置く。
 - 3 会長は、前2項の規定により選出された委員に委嘱状を交付する。
 - 4 委員の任期は、会の役員の任期と同一とする。

(会 議)

第4条 委員会の会議は、委員長がこれを招集する。

- 2 委員会の会議の議長は委員長とする。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数によつてこれを決する。

(議 事 録)

第5条 委員会の議事については、議事録を作成し、保存しなければならない。

- 2 委員長は、前項の議事を遅滞なく会長に報告しなければならない。

(趣 旨)

第6条 会報は会の機関紙であり、会員の資質向上、親和協力及び業務の円滑遂行を実効的に促進する一助として発行するものである。

(名 称)

第7条 会報の名称は、「釧路司法書士会会報」とする。

(体 裁)

第8条 会報はB5判、上質紙、両面刷り3段、12頁を標準とする。

(発行時期)

第9条 毎年1月、6月、10月の年3回発行を標準とし、時宜により臨時号を発行することができる。

(編集方針)

第10条 編集は、次の方法で内容の充実に努めるものとする。

- (1) 会員及び関係機関が、関心と親しみをもちうるような紙面とすることに努める。
- (2) 自由な雰囲気の中で気楽に投稿できるようにし、紙面を通じて意思の交流がなされるように努める。
- (3) 法的判断力を養う実務的な問題とともに、身近な消息、業界の動向などを多く取り入れることに努める。
- (4) 原稿の集まるのを待つだけでなく、訪問、録音、座談会、アンケート、郵便、電話などによる要請により、積極的に記事を集めることに努める。

(発行部数・配布先)

第11条 発行部数は概ね250部とし、次のように配布する。

会 員
法務局関係
裁判所関係
各単位会他

附 則

(施行期日)

この規則は、昭和62年5月1日から施行する。